

国指定下北西部鳥獣保護区
下北西部特別保護地区計画書
【指定】

令和 6 年 11 月 1 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

下北西部特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

下北西部鳥獣保護区のうち、青森県下北郡佐井村所在国有林下北森林管理署 2314 林班へ小班、2315 林班イ小班、2316 林班ニ 1、ニ 2、ホ及びヘの各小班、2318 林班イ小班、2320 林班イ小班、2325 林班ト小班、2328 林班カ小班、2329 林班と、ち及びイの各小班、2331 林班に、イ及びロの各小班、2336 林班は、に、ほ、イ及びロの各小班、2341 林班に、ほ、イ及びロの各小班、2342 林班は、イ及びロの各小班及び 2343 林班は 1、は 2、イ、ロ及びハの各小班の区域、むつ市所在国有林下北森林管理署 983 林班り、ロ、ハ、ニ、ヘ及びトの各小班、984 林班い小班及び 985 林班の区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 6 (2024) 年 11 月 1 日から令和 26 (2044) 年 10 月 31 日まで (20 年間)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別鳥獣保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、下北半島の西側に位置し、ブナ林及びブナ・ヒノキアスナロ混交林のほか、スギ及びカラマツ等の造林地並びに切り立った断崖海岸線及び風衝地から成り、多様な植生及び地形等を有している。

このような自然環境を反映して、環境省レッドリスト 2020において絶滅危惧 I B 類として掲載されているクマタカ、絶滅危惧 II 類として掲載されているハヤブサのほか、絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている下北半島のツキノワグマ等の生息及び繁殖が確認されている。

さらに、当該区域は、絶滅危惧 II 類として掲載されているオジロワシ等の渡り性の猛禽類が北海道と本州を行き来する際の結節点であり、かつ、魚類、水鳥等を捕獲する餌場、渡りにおいて飛翔高度を確保する上で重要な崖地等を含み、これらの生息上重要な区域となっている。

以上のとおり、当該区域は当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ア 希少鳥獣の生息地の保護区として、クマタカ、ハヤブサ、オジロワシ、ツキノワグマ等の希少鳥獣の保護を図るため適切な管理に努める。
- イ 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。

- ウ 鳥獣に対する餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、当該区域内の巡視、関係機関と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- エ 当該区域及び周辺における有害鳥獣による農林水産業被害の発生状況の把握に努め、その捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、青森県下北郡佐井村福浦から仏ヶ浦及び佐井村牛滝からむつ市九艘泊にかかる下北西部鳥獣保護区の南部地区に位置し、その大半は国有林が占めている。津軽海峡に面した海岸線は断崖及び風衝地から成り、多様な植生及び地形を有している。

イ 地形、地質等

当該区域は、東北地方脊梁山脈の最北端の隆起帯に位置し、起伏の大きい山地からなり、佐井村福浦から仏ヶ浦及び佐井村牛滝からむつ市九艘泊に至る海岸地域は、高低差 10m から 100m までの切り立った断崖がある。主として先第三系基盤岩類とこれを不整合に類従する変質の著しい新第三系の火山岩、火山碎屑岩等から構成されている。

ウ 植物相の概要

佐井村福浦から仏ヶ浦及び佐井村牛滝からむつ市九艘泊に至る南部地区の海岸地域は、風衝地であることからエゾイタヤーシナノキ群集が分布し、一部安定したところにはミヤマビャクシン、コハマギク、オオウシノケグサ、ベンケイソウ、アキカラマツ等が分布している。

エ 動物相の概要

当該区域全域で、ホンドザル、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ等の哺乳類の生息が確認されている。鳥類の生息は、佐井村福浦から仏ヶ浦、佐井村牛滝からむつ市九艘泊地区の海岸部の切り立った岩場や河口周辺でオジロワシ、ハヤブサ、ミサゴ等の猛禽類が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域における農林水産業への被害は生じていない。なお、当該区域に農耕地は無い。

5 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札	10 本
(2) 案内板	2 基
(3) 給水器	—
(4) 給餌台	—
(5) 巣 箱	—
(6) その他（管理舎）	—

6 参考事項

(1) 当初指定

昭和 59（1984）年 11 月 1 日（昭和 59 年 10 月 23 日 環境庁告示第 61 号）

(2) 経緯

平成 6（1994）年 11 月 1 日（平成 6 年 10 月 28 日 環境庁告示第 73 号）指定

平成 16（2004）年 11 月 1 日（平成 16 年 10 月 27 日 環境省告示第 62 号）指定

平成 26（2014）年 11 月 1 日（平成 26 年 10 月 30 日 環境省告示第 111 号）指定

別表1 国指定下北西部鳥獣保護区及び特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			下北西部特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	(4,914) 4,925 ha	ha	ha	885 ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野	(4,910) 4,909 ha	ha	ha	885 ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	(4) 16 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	(4,874) 4,872 ha	ha	ha	885 ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	(4,870) 4,865 ha	ha	ha	885 ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	(4,870) 4,865 ha	ha	ha	885 ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	(4,197) 4,191 ha	ha	ha	885 ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	(3,972) 3,969 ha	ha	ha	826 ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	(225) 222 ha	ha	ha	59 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	(673) 674 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	(4) 7 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	(4) 7 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	(40) 50 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	(40) 42 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	8 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	(4,914) 4,925 ha	ha	ha	885 ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域 (名称:下北半島国定公園)	(2,221) 2,227 ha	ha	ha	885 ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区	820 ha	ha	ha	820 ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	(1,401) 1,407 ha	ha	ha	65 ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (名称:特別天然記念物カモシカ下北半島保護地域・国指定天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地・国指定天然記念物仏宇多(仏ヶ浦))	(1,231) 3,806 ha	ha	ha	(721) 885 ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき区域指定されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定下北西部鳥獣保護区(下北西部特別保護地区)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
【キジ目】	キジ科	○ ヤマドリ キジ	—	留鳥 留鳥
【カモ目】	カモ科	○ オオハクチョウ ○ マガモ カルガモ ○ シノリガモ ホオジロガモ ○ ウミアイサ	— — — LP — —	冬鳥 冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥
【ハト目】	ハト科	カラスバト ○ キジバト アオバト	NT — —	迷鳥 留鳥 夏鳥
【カツオドリ目】	ウ科	ヒメウ カワウ ○ ウミウ	EN — —	留鳥 留鳥 留鳥
【ペリカン目】	サギ科	○ アオサギ コサギ	— —	留鳥 旅鳥
【カッコウ目】	カッコウ科	○ ホトギス ○ カッコウ	— —	夏鳥 夏鳥
【チドリ目】	シギ科 カモメ科	アオシギ ○ ウミネコ ○ オオセグロカモメ	— — NT	冬鳥 留鳥 留鳥
【タカ目】	ミサゴ科 タカ科	○ ミサゴ ○ トビ <u>オジロワシ</u> <u>オオワシ</u> <u>チュウヒ</u> オオタカ ノスリ <u>イヌワシ</u> <u>クマタカ</u>	NT — 国天、国内希少・国際希少、VU 国天、国内希少、VU 国内希少、EN NT — 国天、国内希少、EN 国内希少、EN	留鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 旅鳥 留鳥 留鳥 留鳥 留鳥
【フクロウ目】	フクロウ科	コノハズク	—	夏鳥
【ブッポウソウ目】	カワセミ科	アカショウビン	—	夏鳥
【キツツキ目】	キツツキ科	○ コゲラ ○ アカゲラ ○ アオゲラ ヤマゲラ	— — — —	留鳥 留鳥 留鳥 迷鳥
【ハヤブサ目】	ハヤブサ科	○ ハヤブサ	国内希少、VU	留鳥
【スズメ目】	モズ科 カラス科	○ モズ ○ カケス オナガ ○ ハシボソガラス ハシブトガラス	— — — — —	留鳥 留鳥 留鳥 留鳥 留鳥
	キクイタダキ科	○ キクイタダキ	—	冬鳥
	シジュウカラ科	コガラ ○ ヤマガラ ヒガラ ○ シジュウカラ	— — — —	留鳥 留鳥 留鳥 留鳥
	ツバメ科	ツバメ ○ イワツバメ	— —	夏鳥 夏鳥
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	—	留鳥
	ウグイス科	○ ウグイス	—	夏鳥
	エナガ科	○ エナガ	—	留鳥
	ムシクイ科	○ センダイムシクイ	—	夏鳥
	レンジャク科	ヒレンジャク	—	冬鳥
	ゴジュウカラ科	○ ゴジュウカラ	—	留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	ミソサザイ科	○ ミソサザイ	—	留鳥
	ムクドリ科	○ ムクドリ	—	留鳥
		コムクドリ	—	夏鳥
	ヒタキ科	トラツグミ クロツグミ アカハラ	—	夏鳥
		○ ツグミ	—	冬鳥
		コルリ	—	夏鳥
		○ イソヒヨドリ	—	留鳥
		オオルリ	—	夏鳥
	スズメ科	スズメ	—	留鳥
	セキレイ科	キセキレイ	—	留鳥
		○ ハクセキレイ	—	留鳥
	アトリ科	○ カワラヒワ マヒワ オオマシコ	— — —	留鳥 冬鳥 冬鳥
		○ ウソ	—	留鳥
	ホオジロ科	○ ホオジロ ミヤマホオジロ アオジ	— — —	留鳥 冬鳥 留鳥
合計	13 目	32 科	75 種	

(注)

- データは国指定鳥獣保護区管理員報告書及び文献調査、関係者ヒアリング等の補足調査結果に拠る。
- 鳥類の目・科・種及び配列は、「日本鳥類目録 第7版」(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト(2020年版)

CR : 絶滅危惧 IA類、EN : 絶滅危惧 IB類、VU : 絶滅危惧 II類、

NT : 準絶滅危惧、DD : 情報不足、LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少 : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少 : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

国特天 : 国指定特別天然記念物

国天 : 国指定天然記念物

- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣または天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥または迷鳥の別を記載した。データは「青森の野鳥」(日本野鳥の会 青森県支部／弘前支部、平成13年)を参考に、下北西部鳥獣保護区周辺の生息状況に合わせて記載した。

(別表3) 国指定下北西部鳥獣保護区(下北西部特別保護地区)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
【モグラ目】	トガリネズミ科	カワネズミ	-	
	モグラ科	ヒミズ	-	
【コウモリ目】	ヒナコウモリ科	クロホオヒゲコウモリ ホンドノレンコウモリ モリアブラコウモリ	VU VU VU	
【サル目】	オナガザル科	○ ホンドザル	国天	
【ネコ目】	イヌ科	○ ホンドタヌキ ○ ホンドキツネ	- -	
	イタチ科	○ ホンドテン ホンドイタチ ホンドオコジョ ○ ニホンアナグマ	- - NT -	
	クマ科	○ ニホンツキノワグマ	LP	
【ウシ目】	ウシ科	○ <u>ニホンカモシカ</u>	国特天	
【ネズミ目】	リス科	○ ニホンリス ホンドモモンガ	- -	
【ウサギ目】	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	-	
合計	7目	10科	17種	

(注)

- データは国指定鳥獣保護区管理員報告書及び文献調査、関係者ヒアリング等の補足調査結果に拠る。
- 哺乳類の目・科・種及び配列は、「日本野生鳥獣目録」(環境省自然環境局野生生物課、2002年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト(2020年版)

CR: 絶滅危惧 IA類、EN: 絶滅危惧 IB類、VU: 絶滅危惧 II類、

NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

国特天: 国指定特別天然記念物

国天: 国指定天然記念物

- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣または天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥または迷鳥の別を記載した。データは「青森の野鳥」(日本野鳥の会 青森県支部／弘前支部、平成13年)を参考に、下北西部鳥獣保護区周辺の生息状況に合わせて記載した。